

令和5年度第2回 子ども・子育て支援会議  
議事録

日 時 令和5年8月17日（木）午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 久米委員 山田委員 池田委員 大村委員 高橋(則)委員  
栗栖委員 藤浪委員 土屋委員 本村委員 福田委員 原嶋委員  
田中委員 小田喜委員 村岡委員 大西委員 高橋(康)委員  
山下委員 村田委員

事務局 波戸副市長 中田子ども部長 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課長補  
佐 佐々木子育て課副主幹 旗野子育て課係長 加藤子育て課主任  
佐々木保育課長 飯野保育課係長 佐藤保育課係長 熊澤子ども家  
庭支援センター長 藤井子ども家庭支援センター課長補佐 小島子  
ども家庭支援センター副主幹 萩原発達・教育支援課長 吉沢発達・  
教育支援課長補佐 松田福祉政策課長 尾崎福祉政策課係長 成澤  
学務課長

欠席者 飯島委員 清水委員

傍聴者 3名

(開 会)

**会 長**

ただいまより、令和5年度第2回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。まず、本日の委員会の出席状況、会議の傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

**事務局**

本日の出席状況ですが、飯島委員、清水委員から欠席の連絡をいただいています。出席人数は18名、過半数を超えていることをご報告します。また、本日3名の方から傍聴希望がありますので、会長から委員の皆様にお諮りいただければと思います。

**会 長**

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。なお本日は前回に引き続き、波戸副市長にご参加いただいていますのでよろしくお願いします。また、傍聴希望がありますが、本会議は公開となっていますので傍聴を許可したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

《反対意見無し》

**会 長**

では傍聴を許可しますので、傍聴希望者の方に入室いただいでください。

《傍聴希望者入室》

**会 長**

それでは次第の1、会長挨拶ということですので簡単に挨拶させていただきます。

今回は第2回目となりますが、次第をご覧になってもわかるように162事業の説明があります。かなりの時間を使つての説明がありますので、限られた時間ではありますが、ご質問・ご意見をいただければと思います。前回は初めて委員になられた方もおられましたので、全員一言ずつお話をいただきました。そこから時間が経ってしまい多少緊張感はあるとは思いますが、いろいろと審議ができればと思っています。また、私がこの会議でこうしてお話するのはかなりの年数が経つのですが、傍聴の方がおられるのは初めてです。先ほど言ったようにこの会議は公開の場であり非常に望ましいことですので、いろいろと審議できたらと思っています。

それでは配布資料の説明等を事務局からお願いします。

**事務局**

繰り返しになりますが、本会議は原則公開となり、議事録についても、後日委員の皆様にご確認いただいたうえで、市ホームページ上で公開をしています。議事録作成のために、UDトークとボイスレコーダーで録音をさせていただきますのでご了承ください。

本日の資料ですが、事前にお送りした資料が「資料1、新ひのつ子すくすくプラン第2期日野市子ども・子育て支援事業計画第4章、162事業の令和4年度実績評価および令和5年度取り組みについて」と「資料2、子どもオンブズパーソン制度の概要について」の2点ですが、資料2に修正がありましたので机上のものと差し替えをお願いします。

本日机上に配布しました資料は、「資料3、令和6年度学童クラブ・保育園の入所・入園手続きについて」、「資料4、みらいくだより第4号」、「資料5、日野市保育の質ガイド

ラインの策定について」の3点になります。以上が本日の資料です。

## 会 長

では、次第2の審議事項、「新ひのっ子すくすくプラン第2期日野市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度の実績評価および令和5年度の取り組みについて」、事務局から説明をお願いします。課ごとに主な事業を抜粋して報告していただき、その都度質疑応答の時間を設けていきます。

## 事務局

まず、この162事業の全体にわたっての説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。こちらは新ひのっ子すくすくプランの第4章に記載している162事業、令和4年度の実績評価および令和5年度取り組みに対する各担当課による評価を一覧にまとめたものになります。第1回支援会議では、子ども・子育て支援法に規定されている事業であり、新ひのっ子すくすくプランの第5章・6章に記載している「教育・保育・地域・子ども・子育て支援事業」について説明をおこないました。今回の会議では、国の指針に基づく点検評価の対象ではありませんが、次世代育成支援対策推進法に基づき市全体の子育てに関する施策がどのように取り組まれているのか、各事業について資料を提示し確認いただくものです。

この162事業について、令和4年度評価として各担当課で事業の遂行状況に応じた評価をしています。まずAからCまでの3段階評価、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未実施だった事業については評価対象外のDというふうに記載しています。全体を通して、「順調に遂行している」A評価が112事業、「概ね順調」のB評価が44事業、「順調ではない」C評価が5事業、「評価対象外」のD評価が8事業でした。合計すると162事業を超えますが、これは1つの事業について複数の課がそれぞれ事業を実施しているものについて評価をしているため、合計すると171になります。本日主だった担当課ごとに抜粋をして説明させていただきます。

また今回、事業に子どもや子育て当事者の意見や声を反映させる取り組みを行っていますかという項目を設けているので、こちらについても先に説明させていただきます。令和5年4月に施行された子ども基本法第11条では、国や自治体等に子ども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。このことを受けて事務局では、162事業の各担当課に資料作成を依頼するにあたりあわせて子ども基本法の趣旨を注視して令和5年度以降の各事業において取り組みに考慮するよう促しを行いました。子どもや子育て当事者等の意見や声の反映を常に実施している事例としては、アンケート

トを行う、直接意見を聴く機会を設ける、代表者に会議等に参加いただくといった手法が挙げられ、事業によって手法や意見聴取のあり方は様々であると考えられます。なかなか反映するのが難しい事業もあるかなと思いますが、子どもの最善の利益を実現するという観点からしっかりと検討して取り組んでまいります。

では、子育て課の担当事業について説明させていただきます。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の対策はまだ必要とされていましたが、子どもの居場所の確保や各種手当の支給など、子どもや子育て世代の日々の暮らしを守る事業を行ってまいりました。中止がしばらく続いたイベントや事業についても、対策や新たな工夫とともに復活しつつあります。いくつか選んで紹介させていただきます。

まず事業番号7、学童クラブ放課後児童健全育成事業です。こちらについては、入所希望児童の増加を考慮しながら順次施設整備を行っています。七小学童クラブでは、建て替えのための仮施設での育成を令和4年度に開始しています。また豊田小すみれ学童クラブを新設していますが、こちらと七生緑小学童クラブで運営委託を開始しています。このことによって平日の育成時間を午後7時まで、土日も午前8時から午後7時までに拡大しています。同様に令和5年度についても、四小あおぞら学童クラブおよび平山小学童クラブにおいて運営委託を予定しており、児童への影響を最小限にするために、令和5年の1月から3月末まで丁寧に引き継ぎを行って実施をしました。

次に事業番号26、児童館です。児童館については、分室として学童クラブを位置づけていますので、児童館職員であるエリアマネージャーを中心に、公営・民間委託ともに学童クラブの運営も指導しています。また児童館は、居場所としての機能や子どもを中心とした地域の繋がりを作る機能に加えて、従来から担っていたセーフティネットとしての機能も近年重みを増してきたと考えています。令和3年の7月から基幹型児童館を中心に設置したフードパントリーでは、地域の身近な公共施設として食材の提供をきっかけに、生活に困りごとを抱えた子育て世帯を相談や必要な支援に繋げる役割を期待されています。

また、子どもが主役である児童館ですので、子どもの意見を反映させる取り組みについて3つ紹介させていただきます。まずは意見ボックスの設置です。気軽に子どもたちが意見を出せる環境作りをしており、またその意見についてはきちんと受けとめて、実現できるものを実現に繋げています。また、実現できない場合はなぜできないかを回答することによって、子どもたちが書いたことが書いただけで終わってしまうということがないように工夫をしています。つぎにイベント等を実施する際に子ども自身が実行委員として企画運営を担い、大人はそのアイディアが実現できるようなサポートをする取り組みを行っています。つぎに、児童館の運営については地域の関係者の方からご意見をいただく運営協議会というものを設置していますが、子どもが意見を表明できるよう、この運営協議会のメンバーに、子ども自身が入るように努めています。まだ全館ではないのですが、例えば高校生を中心に子ども会議ということで小学生・中学生の意見を聴いて、高校生が

代表として運営協議会の方で紹介するといった取り組みをしています。児童館には専門職がいますので、専門職の力を生かして子どもの声を聴いて、子どもが自分の居場所を作るという目的に向かってしっかり支えていきたいと思っています。

次に事業番号 27、放課後子ども教室ひのっちと、29 番、スーパーひのちなつひの全校実施とあわせて紹介させていただきます。コロナ禍において利用できる児童を限定していたひのっちですが、令和 4 年度からは市内小学生全てを対象とした従来のひのっちが復活しています。また、夏休み期間の 7 月のみですが 1 日をとおして実施するなつひのを、令和 4 年度に初めて全 17 校で実施をすることができました。なつひのは、日ごろから従事いただいている地域の方々に加えて、かつて自分がひのっちを利用して楽しかったので今度は担い手になりたいという高校生や大学生、実践女子大学の幼児教育専攻の学生さん方にもかなり支えていただいていた実施することができ、令和 5 年度も引き続き全校での実施ができています。

事業番号 50、自然体験広場ですが、評価としては C をつけています。この事業については、実施場所となる仲田の森蚕糸公園が環境整備などがあった関係で、従来の計画内容を変更して取り組んでいます。令和 4 年度は、コロナ禍で中止となっていた秋のイベント、あきなかだを復活させていますが、その他の企画については感染対策の必要などもあり、目的である自然体験の実施には至っていないということで評価を C としています。今後、実施回数や場所、方法などを検討して考えていきたいと思っています。

事業番号 51 番、プレーパークですが、市では仲田の森蚕糸公園を活用した市民の活動について補助を行っています。その他に市内で行われている 3 つのプレーパークの活動も含めて、プレーパークを子どもの居場所の 1 つとして令和 5 年の 3 月から市のホームページで紹介をしています。また、公民館が中心となり子どもの居場所マップというのを作成しており、そちらにも掲載しています。

事業番号 117、みんなの遊・友ランドですが、この事業は、障害のある子もない子も一緒に遊び、交流する場を作る目的で年 1 回開催している事業で、令和 4 年度は 3 年ぶりの開催となりました。準備に当たって障害のある児童の保護者にもご意見をいただいて、参加人数を制限し入れ替え制にするといった感染対策を徹底しての実施となりました。そのような対策をとったことで、本来の目的である一緒に遊び交流するという目的までは達成できなかったことで評価を C としているものです。こちらについては、感染状況等を見ながら解決させていきたいと思っています。

事業番号 135 番、手をつなごう・こどもまつりは、市内で子どもに関わる活動をしている団体が集まり、年に一度開催してきたおまつりですが、台風、コロナと中止が続き、令和 4 年度は 4 年ぶりの開催となりました。約 5,000 人の来場があり、子どもが楽しめるイベントが本当に待ち望まれていたのだなと感じた次第です。今年も 11 月 5 日に開催を予定していますので、また近くなりましたらチラシの配布などをさせていただきます。

事業番号 156 番、ジュニアリーダー講習会は、野外活動や集団活動、地域交流を行いな

から、将来地域において活躍・活動する人材を育成する目的の事業です。市内在住の小学校 5 年生から中学校 3 年生を受講生とし、企画運営をリーダーと呼ばれる高校生・大学生世代のボランティアが担い、それを青少年委員の方々にサポートしていただいています。コロナ禍においても縮小しながら事業は継続していましたが、令和 4 年度は 3 年ぶりに宿泊を伴うキャンプも再開し、全 7 回の講習会を実施しました。また、リーダーは児童館や子ども会のイベント、手をつなごう・こどもまつり等にも参加して、地域交流を行っています。地域活動の担い手を地域で育てる事業として、工夫をして続けていきたいと考えています。

事業番号 161 番、子ども条例の推進ですが、日野市子ども条例の周知啓発として、日野市子ども条例の日である 7 月 1 日を中心に、市役所、七生支所、かわせみハウスでのパネル展を開催し、市ホームページや LINE、子育て課の Twitter や教育委員会の C4th Home&School での発信を行い、子どもに関わる職員・事業所の方への周知をしました。また日野市の子育て情報をまとめた知っ得ハンドブックにも、令和 5 年 3 月発行分より子ども条例の紹介を掲載しています。学校等を通じて子ども条例の周知に繋がるような工夫が課題であると考えています。また、条例で定められた子ども条例委員会のあり方について、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて子ども・子育て支援会議においてご意見をいただきました。令和 6 年度の委員会設置に向けて、引き続き取り組んでまいります。子育て課からの主な事業の実績評価、取り組みについての説明は以上です。

## 委員

なつひのに関してですが、暑い中なつひのを開催いただきまして本当に感謝申し上げます。こちらの資料にもあるように、暑い時期に 1 日を通しての実施で、ひのっちパートナーへの負担が増えてしまっているという課題が上がっているかと思えます。実際、手伝いたいんだけど暑くてちょっと体力がというお声を、私も何件かお聞きました。この辺について、何か対策とかが既に取られているようなことがあれば教えてください。

## 事務局

大変暑い中、地域の方々にご協力いただいて実施できているのがなつひのです。こちらで紹介もさせていただいた通り、やはり夏は 1 日中暑いということで、年配のボランティアの方々は参加を躊躇われることもあります。そういったこともあり、なつひのに限定されるのですが、地域の高校生や大学生などにお声掛けをして、夏の間だけならできるよという方の参加も募っています。そういった若い力に支えられてるところがまず 1 つあります。

また、ひのっちの事業自体が学校の施設を利用しているところですが、もちろん冷房な

どは使わせていただいていますし、学校によって少し違ったりもしますが、冷房が入った体育館をお借りすることもできている学校もありますので、夏の暑さは私どもにはもうどうにもできないんですが、なつひのを行う場所については、学校側にも協力をいただきながら少しでも良い環境を整えるという工夫はしています。

#### 委員

事業番号 26 番の児童館のお話がありましたが、この中で出てきたフードパントリーの設置についてです。フードパントリーというものを最近知ようになったんですが、子育て世帯で必要とする家庭が結構あるかと思います。フードパントリーに関する掲示は児童館に行くか、もしくは広報を見るということをしなない場合には目に入った記憶がないのですが、子育て世帯にまんべんなく周知できるような方法は何かされてるんですか。例えば、児童手当の関係書類を送付する際に一緒にご案内ということで送ってみるとか、そういったことはやっているのでしょうか。

#### 事務局

フードパントリーの所管課は子育て課ではないのですが、フードパントリーの取り扱いについては児童館だけではなくて市内いくつかの場所が受け取り場所になっています。子育て課の事業に関係していいますと、例えば児童手当の手続きの書類に同封したりなどそういったことは現在のところしていません。ご質問を聞いて思ったのですが、児童手当というよりはもう少し絞った対象の方向けの手当等には必要かなと思いました。

フードパントリーというものは食材の提供ということが目的の 1 つではありますが、食材の提供を通じて本当に必要な支援に繋がっていない方を何とか捕捉して繋げることがもう 1 つの目的かと思っています。その意味では児童館というのは非常に敷居の低い場所ですし、子育て世帯が足を運んでくださる場所でもあります。また、フードパントリーの食材というのは割と消費期限が迫っていることがあります。そういったものについては、フードパントリーとしての使用ができるギリギリのところ、フードパントリーの宣伝を兼ねて児童館のイベント等でお配りすることもあります。日頃から誰でも来ていいよという形では中々できない事業かなと思っていますが、何かあったとき、困ったときには使えるよという形の宣伝は、工夫をしてやっています。

#### 委員

私は児童館に週 4 回程度、保育園の帰りに行くことが多いのですが、フードパントリー

のものをお土産でもらうことが多いです。フードパントリーがあることは知らなかったのですが、帰り際にフードパントリーの余りですという感じで、職員の方からもらうことが結構ありました。来週には賞味期限が切れてしまうからという感じなのですが、結構いいチョイスのお菓子とかをもらっています。

事業番号1から3まででお聞きしたいことが2つあります。まず1の保育園と2の認定こども園のところですが、細かく調整をされているので難しいとも思いますが、小さい子どもがいる、または妊娠中のお母さんにとっては大きな関心だと思います。近所の保育園の定員が何人なのかということは事前に知っているとは思いますが、例えば0歳で子どもを預けなくて、育休が終わるのを待って1歳から預けるとなると、定員数が1人とか2人からスタートすることが多いと思います。定員数の残りが1人ぐらいしか空いてないというのと、その数字だけ見て近所の保育園に預けるのをあきらめてしまうことも多いと思うのですが、この弾力化による定員拡大というのは実際にこういうことがもう既に行われているのでしょうか。実績みたいなものはありますか。

#### 事務局

1歳からお子さんを預けることについて、少し難しいのではないかというご意見も含めのご質問だと思いますが、市内の保育園の中には1歳から始まる保育所もありますので、まず定員いっぱいが入れるような状況からスタートするということもあります。ただやはり4月の時点で埋まってしまうというところがありますので、1歳を迎えるときに入れるかという、ちょっと厳しい状況もあるのが現状かなと思っています。

弾力化とあとは緊急1歳児ということで、1歳のときだけ保育園に入る事が出来て、2歳以降は改めてお申し込みをしていただくような形の制度の中で、少しでもお預かりできるような対応をということでやらせていただいているのが現状です。また改めてこのところについては、別途報告をさせていただければと思います。

#### 事務局

保育課の担当事業について報告させていただきます。令和3年度から引き続きコロナの影響等で実施できなかったところなどは割愛し、4年度実施した内容、また5年度の取り組みについてご報告させていただければと思います。

まず事業番号1番の保育園についてですが、未就学児の人口がかなり減少してきているという状況があります。また、地域での隔たりだとか年齢の偏りなども発生し始めている状況もあり、これまで保育の量の確保でやってきたところがありますが、今は保育の質についても問われるというような状況になってきていますので、そういった取り組みについても今後進めていきたいと考えています。ちなみに待機児童数については、令和4年



度は 16 名まで減少し、前年度と比較すると 19 名さらに減ったという状況です。ただ令和 5 年度は前回ご報告しましたが、一部の保育所等で保育の体制が整わないということで受け入れの枠が減少した状況もあり、待機児童数が若干増化したという状況です。ただやはり未就学児の人口は毎年減り続けているといった状況もありますので、そういったところを注視しながら、今後の対応を検討していかなければならないと考えています。

次に事業番号 2 番の認定子ども園についてですが、市内には幼稚園型の認定子ども園が 2 園あります。令和 4 年度には新たに 2 つの幼稚園から新規認定子ども園への移行の相談を受けています。待機児童が減少している状況や、幼児クラスでは保育園でも定員割れが出てきている状況、また先ほどご説明した未就学児の人口減少などの状況を鑑みると、現状で保育の枠を拡大する認定子ども園化については厳しい状況と考えています。引き続き多様なニーズに対応するための必要な検討を進めていきたいと考えています。

次に事業番号 4 番の家庭的保育事業についてですが、平成 30 年度に開設した家庭的保育所いちごハウスが、令和 4 年度末をもって閉園しました。地域的なこともあるかもしれませんが、入園希望者の減少も要因の 1 つと伺っています。なお、在園されていた 2 歳のお子様については、連携している園へ転園をしていただき影響はなかったとのことです。

次に事業番号 9 番の私立幼稚園についてですが、私立幼稚園への支援については新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みや昨年度物価高騰、原油価格の高騰などへの対策支援を、保育園と同様に行わせていただいたところです。5 年度については学校 110 番の設置や園バスの安全対策などについて、引き続き支援を行っていきたいと考えています。

事業番号 18 番、民間活力導入の推進についてですが、公立保育園の民営化については、市内全体の保育事業や未就学児の状況などから総合的に判断していかなければならないと考えており、令和 5 年度にその方向性を検討していきたいと考えています。

次に保育の質の向上の取り組みとなる事業番号 19 番の第三者評価の実施についてです。事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービスの選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するものとして、原則として 3 年に 1 回以上の評価を行うことが求められています。市内民間保育所は、この原則に沿って実施をしていますが、公立保育園や小規模事業保育所においてはその実施が行われていませんでした。令和 5 年度から予算化を図り、実施していく予定です。

次に保育士の交流・研修等についてですが、公立保育園・民間保育園からそれぞれ委員を出していただき、イオンホールで毎年保育フェアを開催しています。保育園を選択する一助になればということで、市内保育園の活動内容などを広く市民に周知するパネル展の開催を行っています。また、公民合わせて保育士の研修会なども開催しており、新型コロナウイルスの感染拡大などによって中止をしていましたが、令和 4 年度は感染拡大防止を図りながら 3 年ぶりに開催を行ったものです。ちなみに 5 年度については保育フェアを 9 月 8 日から 10 日の期間で実施しますので、もしお時間がございましたら足を運んでいただければと思います。

次に事業番号 23 番の巡回指導ですが、令和 4 年度は日野市内の保育所で不適切な保育が行われていたとして指導監査を実施しました。また、監査以外に訪問指導として公立保育園の元園長が園を巡回して保育に関する助言などを行う取り組みを行ってまいりました。また集団指導として市内保育所全ての施設長を対象に、不適切保育に関する研修を開催するなどの取り組みを行い、保育の質の向上に向けて取り組んできたところです。新型コロナの影響もあり、訪問指導を全ての園に行うことはできませんでしたが、今後体制の強化などを検討しながら、さらに取り組みを進めていきたいと考えています。

次に事業番号 41 番の利用者支援についてですが、先ほどご説明しました待機児童解消の取り組みの 1 つとして、保育園の入園相談を行うことで mismatch の解消、実際に待機児童がいるけれどもその年齢で空き定員があったりとかそういうような状況がありますので、そういった mismatch を解消していったり、また認証・認可外福祉施設等の活用や幼稚園のご利用など、各ご家庭に応じた制度のご紹介などを行うことで、さらなる待機児童の解消に繋がればと考えています。令和 4 年度までは保育課の窓口でそういった相談業務を行っていましたが、今年度は子ども家庭支援センターでの臨時窓口を開設したりして相談業務を行ってまいります。

次に事業番号 47 番から 49 番の幼児教育無償化から私立幼稚園園児の保護者への補助までについてです。令和 5 年 10 月から、第 2 子以降の 2 歳児以下のお子様の保育料を無償化する東京都の取り組みが開始されることから、その対応を現在進めているところです。同様に認証保育所や幼稚園等に通う対象者に対しても支援ができるよう、保護者への補助金等の検討を進めているところです。

最後に事業番号 155 番、幼稚園・保育園での中高生の受け入れについてです。これまで新型コロナ感染症の影響から、中高生の体験等の受け入れを中止していましたが、令和 5 年 5 月の新型コロナ 5 類引き下げに伴いできる限り職場体験等の受け入れを再開していただくようお願いをしているところです。こういった保育園での職場体験を通じて保育士を目指していただくきっかけになれば、少しでも保育士不足が解消できるのではないかと期待しています。以上が保育課の令和 4 年度実績および 5 年度の取り組み内容の報告です。

## 委員

保育園や子ども園、幼稚園の管理運営というところで質問させていただきます。あまり詳しくなくて素人的な質問かと思いますが、昨今園バスの安全装置の装着について補助や指導をしているということを知りたいのですが、東京都においてはまだ 55% 程度の設置しか予定しかされてないということを最近聞いたところです。日野市内の安全装置の装着等の状況について情報があれば教えていただければと思います。

#### 事務局

送迎バス等の子どもの置き去り等を防止するための安全装置の設置についてですが、昨年度の大きな事故、子どもを置き去りにしてしまった事故を受けて、国や東京都が支援をすることを決定しています。現在、市内の幼稚園 10 園のうち 9 園がバスを保有しておりますが、その内バスの買い替え等を計画されている園がまだ実施できていない状況はありますが、それ以外の園については既に取り付けまで進めていることを確認しています。また認可外保育園等でも一部送迎バスを使っているところがありますので、そこについても支援を進めていくための手続きを現在行っているところです。

#### 委員

事業番号 3 番の小規模保育のところで、細かく調べてはいないのですが質問してもよろしいでしょうか。何か所か卒園後の受け皿となる連携施設との記載があるのですが、こちらについては優先的に入れますよという保育園や幼稚園があるのか、それとも特例的に 3 歳児以降も預かりますということなのか、どういう内容なのか教えてください。

#### 事務局

小規模保育事業所については、0 歳から 2 歳までの預かりをしている園ですので、3 歳以降の行き先については、予めここであれば優先的に上がれますというような形で取り扱いをさせていただいています。

#### 事務局

子ども家庭支援センターから、4 つほどご報告をさせていただこうと思います。

事業番号 80 番、こちらの項目の大項目が育児などを学ぶ機会の充実ということで、情報の発信など子育てに関わる様々な情報の出し方として、ホームページや子育て冊子「知っ得ハンドブック」、あとはスマホなどで見れるポケットナビというものを充実させているところです。冊子としては今私の手元に過去のものがありますが、手作りで作っていた冊子で、表紙はカラーですが中は白黒で、基本的には全部ワードで打ってあるというような内容になってます。それを広告入りなんです事業者の方に発注しまして、市の負担はこれまでと変わらないんですが、見やすく地図など入った冊子にリニューアルしました。妊娠の届け出時など様々な場面で配っている状況です。また、ポケットナビというアプリがあるのですが、令和 3 年 4 月には 14 万 2275 アクセスありました。平成 30 年の同月は 3 万件のプレビューでしたが、4 年後には 14 万ということで情報の更新の回数であると

かプッシュ通知などをさせていただいた結果かなと思っています。評価としては A とさせていただきます。

次に事業番号 81 番、児童虐待についてですが、この会議でも年々増加しているというお話をさせていただいているところです。様々な相談があるうちの児童虐待として処理をしたのが 1,635 件のうち 908 件ということです。908 件が虐待対応ということで、令和 3 年度は 731 件でしたので、急激に増えている状態です。令和 5 年度は、おそらく 1,000 件を超えるベースになって行くかなと思います。その他、虐待のケースワーカーは様々な養護の相談を受け持っているのですが、それらを合計すると年間で 3 万 8690 件ほど様々な相談を受けているという状態です。

続いて事業番号 82 番、児童虐待の防止ですが、これは啓発ですけれども川上対策というふうに考えています。81 番は起こってしまったことをどう対応していくかですが、82 番はそのように起こらないためにどのような啓発をしていくかという内容になります。特徴的なものとして、市職員が小学校を訪問して、4 年生を対象に手作りをした動画を使った啓発を行っています。児童虐待のあまりきつくない動画なんですけど、職員が子ども役をやったりして、市ホームページにも掲載していますが、それを活用して実施しています。令和 5 年度についても引き続き実施していきたいということで、小学校に協力をいただき、授業の一環で実施しています。これはずっと続けていきたいと思っています。

続いて事業番号 126 番、(仮称) 子ども包括支援センターの設置についてです。内容としては、総合相談機能を整備していきたいと思っています。児童虐待の対応と防止の強化、それと義務教育終了後中学校を卒業した後も支援が続くようにということで施策を考えているところです。令和 4 年度には、子育てひろばと中高生世代の支援の居場所を作るために、子育てひろばの利用者などに集まっていたり、児童館を巡回して意見を聞きながら、ワークショップを行いました。どのような広場、どのような導線にするか、そのようなことを検討させていただいたところです。令和 5 年度はその方針に基づき、(仮称) 子ども包括支援センターの建物が立ち上がった後に子育てひろばや中高生世代の居場所作りを手がけていきたいと思っています。子ども家庭支援センターからは以上です。

## 委員

事業番号 77 番、パパママクラスについて質問があります。何をやるかちょっと分からないのですが、保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講和コースがあるようですが、これは全て別々の開催なのでしょうか。

**事務局**

別々の開催ということになっています。内容としては、沐浴コースは赤ちゃんの人形などを使い、ご夫婦でお風呂の入れ方を勉強したりとか、医師講和コースでしたらアレルギーのことや栄養、授乳のことなどについて学べる場になってます。

**委員**

沐浴コースの内容としては本当に沐浴だけといった感じでしょうか。

**事務局**

その他にも順番でいろいろ回っていくので、その中で産後うつの話であるとか、様々な育児に関する情報を提供させていただくことも併せてやっています。

**委員**

一連の会場を回って、おむつの換え方などを実施するということですね、わかりました、ありがとうございました。

**委員**

81 番の児童虐待への対応で、今年度は虐待受理件数が 1,000 件を超えるのではないかということですが、資料の課題のところが増加する児童虐待に伴いケースワーカーの夜間や土曜日の対応が増加しているという記載があります。かなりマンパワーがかかってくる事案だと思いますが、ここのケースワーカーさんのマンパワー対策はどのように考えられているか教えてください。

**事務局**

人員については徐々に増やしているという状況になっています。日野市として子どもの最善の利益、これを守るということを大きく旗を振っていますので、徐々に仕事は増えたりはするんですが、マンパワー的に言えば拡充をしながらやっているところです。

ただ、どうしても土日や夜間に増えてしまうという理由は、日中に処理しきれない業務があるということではなく、保護者と面談を行わなければならない際に、保護者の方が働いている時間はできないので、それが土曜日や夜間になってしまいます。そうしないとなかなか会ってお話をするのができないという事情があります。

## 事務局

発達・教育支援課からは、5点説明をさせていただきます。まず、事業番号38の相談支援事業ですが、これはエールの一番中核となっている事業です。令和4年度は、部門間でケース検討を行う仕組み作りについて引き続き取り組むことと、初回相談から心理相談等への対応をスピーディーに対応できる仕組みを引き続き検討してまいりました。この部門間の協議、部門別会議というのを行っていたのですが、コロナ禍で少し控えていた部分がありましたので、令和4年度からまた進めていくようにしています。

コロナ禍では部門間で普段から小規模の検討会などは行っていたのですが、全体通してこういう場合にはこういう対応をすとか、こういうふうに繋げていこうとか、そういった情報共有を行っているところです。また、初回相談をあらかじめ設定をして、増加する相談件数であっても1次相談までの日数の長期化を防ぐような取り組みをしています。ただし、子どもや子育て当事者の意見を反映する取り組みを行っているかという点、対応できる仕組みというのがまだきちんとできていない部分もありまして、こちらの取り組みの状況としてはCという評価にしています。

続いて事業番号102の学校登校支援ですが、こちらは3つの課にまたがっている部分ですが、発達教育支援課としては児童・生徒の育成に係る学校との連携を進めていく中で、令和4年度、指導主事や統括指導主事、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、それぞれの立場から連携協力をしていただきながら、学校、保護者への啓発周知を実施するという取り組みを挙げさせていただきました。実績としては、今申し上げた、指導主事や統括指導主事、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、教育センターを含めた共有会議というのを毎月行っています。その中で、ケースの情報共有や、様々なケースの情報共有や色々な事業の情報共有を行って連携する場を作っています。

続いて、事業番号103、スクールソーシャルワーカーについてです。スクールソーシャルワーカーについては、ひとりひとりで動くケースが多く、それぞれの質の向上が必要になってきますので、継続的にSV（スーパーバイズ）を実施してレベルの向上を図ってきました。また、不登校の生活指導上の課題や養育環境の改善を図るというのを、取り組みとして挙げています。令和4年度はソーシャルワーカーへのSV（スーパーバイズ）を年間で10回行っています。そのなかで実際に関わっているケースの事例検討なども行いながら、技術の向上を図ってきました。それから不登校の生活指導上の課題や養育環境の改善を実際に図って、ケースに対応してきました。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒と保護者との関係を作ることが非常に大事ですので、短い期間でやるというのはなかなか難しいところではありますが、コツコツ人間関係を作りながら、こういった環境改善や課題に取り組んできました。

続いて事業番号112、児童発達支援事業です。エールでは、児童発達支援センターという機能を持っていて、その中で通園事業と保育所等訪問支援を行っています。保育所等訪問支援については、よりよい支援を行えるようにしっかりやっていくということを

目指してきました。また、感染症の予防対策を行いながら、事業を行ってきました。令和4年度はたいぶコロナの状況も落ち着いてきたので、やれることが増えていったというところがありました。実績としては、保育所等訪問支援事業については利用者の保護者に関係機関へのアンケートを実施して、保育所等訪問支援事業の内容等の振り返りや見直しなどを行いました。また、先ほど申し上げた、コロナウイルス感染症の予防をしながら保護者同士で繋がる機会を増やすべく保護者支援を行ってきました。当事者等の意見を反映する取り組みに関しては、毎年12月頃に保護者の方にアンケート調査を行い、事業別評価というのをしています。その利用者の想いというのをしっかり把握して、その後の児童とのかかわりで活かしています。この事業所評価については保護者の方には手紙等でお知らせしていて、また、ホームページでも公開をしています。発達・教育支援課からは以上です。

#### 委員

103番のスクールソーシャルワーカーに関してです。スクールソーシャルワーカーに継続的なSVを実施するといったように、SVという言葉がよく出てくるのですが、SVとは何なのか説明をお願いします。

#### 事務局

大変失礼いたしました。SVとはスーパーバイザーということで、専門の方をお呼びしまして、ケースワークについての助言と指導をいただく場となっています。

#### 委員

初回相談についてのお話があったと思います。昨年度相談員の人数を増やしてほしいとの意見を挙げさせていただき、ご対応いただいたと思います。そこで実際の数値として最長でどれくらい待った人がいて、それがどれくらいまで減らすことができたという情報があれば教えていただきたいと思います。

#### 事務局

初回相談までの日数についてきちんとした数字を持っているわけではないのですが、大体の予約状況を勘案しますと、令和4年度には長い時期で3か月程度お時間をいただいていたのですが、短くなった時期には、1か月半から2か月程度という状況です。

## 委員

ありがとうございます。要望なのですが、初回相談を受けてから、学校と話をし、検査をして、審査を通して、申請をしてから初めてステップに入室という歩みになっていきます。その最初の初回相談で3か月かかってしまうと、その後学年が変わるまで入室できないとか、相談ができないということになって困ってしまいます。また、そこから不登校に繋がっているというケースも少なくないかなと思っています。是非この初回相談については引き続きご尽力いただきますようお願いします。

## 事務局

ありがとうございます。ステップ教室の入室についてですが、学校に在籍しているお子さんがステップ教室に入るといった場合には、検査についてエールの初回相談を通さずに学校から申込ただけです。学校検査という言い方になるのですが、その場合にはそこまでお待ちいただくなくても検査ができることもあります。もちろん、私共もお申込みいただいてからなるべく早く検査ができるようにしたいと思っています。また、派遣心理士というのが学校にいまして、東京都のスクールカウンセラーとは異なり検査をすることができます。令和5年度からは派遣心理士が検査の時間をしっかり取れるように予算措置をしていますので、その分少しではありますが、待ち時間が減っているという状況です。

## 副会長

先ほどのお話に関連して、私もSVって何だろうという全く同じ疑問を持ちました。他にもCWとかSCとかSSWとか、資料をじっくりと見ればSCはスクールカウンセラー、SSWはスクールソーシャルワーカーなんだとわかるのですが、ぱっと聞いたときに何だかついていけないとか分からないから興味が無くなってしまうというのはあるかと思います。できればそういった専門用語とかアルファベットの略語が使われるときは、補足をいただけるとありがたいと思います。

## 事務局

おっしゃる通りです。わかりやすく説明することが必要と思っております。

## 会長

色々な領域の専門の方が集まっていますので、今後説明していただければと思います。



## 事務局

学務課からは主な事業について、2つご報告させていただきます。事業番号8、市立幼稚園についてですが、令和4年度の実績としては従来の取り組みに加えて、令和4年度から新たに幼児教育・保育のあり方検討委員会を設置しました。この検討委員会の中で、幼稚園、保育園と小学校との連携や特別な配慮を必要とする子どもへの支援、そして市立幼稚園を始めとした日野市らしい幼児教育・保育のあり方についての議論を開始したところです。これまで3回の検討委員会を実施して、4回目を今月の22日に、公立幼稚園のあり方など日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策をテーマとして開催する予定です。また、令和5年度からの新たな取り組みと致しまして今年4月に教育部と子ども部を横断するプロジェクトチーム、幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームを立ち上げました。このプロジェクトチームは、今説明しました幼児教育・保育のあり方検討委員会の議論を踏まえて、施策の具体案を検討、実施する実働部隊の役割を担うものとなっています。市内の幼保小連携のさらなる推進とか多様性に応じた学びの充実を図ることを目的に、今後、教育部と子ども部が連携して取り組んでいきます。

また、このプロジェクトチームには幼児教育・保育アドバイザーを配置して、市内の幼稚園、保育園、小学校などを巡回訪問して相談や助言を行うほか、各園の課題や事例を共有し、研修などを実施していきます。また、公立幼稚園においては令和5年度より未就園児の親子が幼稚園で自由に遊べる日を拡充して、地域に開かれた安心した遊びの場の提供を行っているところです。

次に事業番号140、通学路など登下校の安全確保についてです。日野市の通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検を実施しているところです。市内17小学校を3つのグループに分け、各校が3年に一度、点検を実施するという方式になっていて、点検の際に様々な要望をいただいています。通学路案内掲示看板について市内に多数配置されている一方、見づらいということもあり、今後設置のあり方などについて見直しを図っていきたいと考えています。なお、令和5年度の取り組みの欄に点検を実施した学校名を記載していますが、記述に誤りがあり、正しくは「潤徳小、南平小、夢が丘小、八小、平山小、七生緑小」に修正させていただきます。学務課からは以上となります。

## 委員

私立の幼稚園は保育課が担当で、市立は学務課が担当なのですね。

## 事務局

学務課で所管しているのが公立の幼稚園になり、保育課が所管しているのが私立の幼

稚園と保育園になります。

#### 委員

ありがとうございます。保護者としては同じ幼稚園という感覚でした。先ほどの通学路の点検については、私どもの地域でも今年度対象になりまして、色々と要望させていただきました、こちら毎年7月に点検が入ってしまして、夏休みなどで先生方の時間が合わせやすいのと準備期間を考慮すると時期的にはここしかないのかなとは思いますが、炎天下となる季節でもあり、毎回各学校でみなさん汗だくで通学路の点検を行っています。是非、時期に関しては再検討をしていただければ幸いです。PTAでも来年はうちだねというのがわかっていますので前年度には資料を作るようにしており、時期が早まることは問題ないと思います。是非、真夏は避けていただければと思います。よろしくお願ひします。

#### 会長

次第2については以上になりますが、最後に全体を通して追加のご質問、ご意見があればお願い致します。

#### 委員

プレイパークやあきなかだ、手をつなごう・こどもまつりについての話があったのですが、すべて会場が仲田小近くのふれあいホール等の地域になっています。その地域に住んでいるお子さんは色々なおまつりに参加できて楽しいと思うのですが、やはりその他の地域にしてみれば、わざわざ行かなきゃいけないというのはハードルが高いと思います。ふれあいホールが便利というのはあると思いますが、年度によって場所を変えるとか、日野市内まんべんなく色々な場所でおまつりとか催しをやっていただければ、もっと多くの子ども達が参加できるのではないかと思います。

#### 事務局

大きなイベントとなるとやはり駐車場の数など設備面での制約があります。南平体育館なども綺麗になったので検討はしていきたいのですが、施設としては手狭な部分があると考えています。一方、プレイパークについては、仲田の森蚕糸公園で「こどもへのまなざし」さんが非常に熱心に活動をしてくださっていますが、落川や平山でもプレイパークとしての活動が行われています。そういったところについても、しっかりと紹介してい

きたいと思っております。また、自然体験広場についても、できるだけ色々な地域で開催できればということで検討していきたいと思っております。できる限り地域まんべんなく様々なことが体験できるような環境を作っていきたいと思っております。

#### 会 長

続いて次第 3 に入りたいと思っております。報告事項 1 から 3 について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

報告事項 1、令和 6 年度学童クラブ入所についてご説明します。資料 3 をご覧ください。令和 6 年度より学童クラブと保育園の就労証明書が統一されますので、就労証明書 1 通でどちらの申請にも使用することができるようになります。また、学童クラブの申請について、現在オンライン申請を開始しています。直接来庁いただかなくても申請をいただけるようになりました。

続いて入所手続き期間についてです。9 月 1 日より案内の配布を開始します。申込期間は 10 月 10 日から 10 月 31 日、10 月の 21 日と 28 日の土曜日についても受付を致します。決定通知発送については、令和 6 年 2 月上旬を予定しています。

#### 事務局

続けて同じ資料で保育園の入園手続きについて説明させていただきます。保育園の入園の案内の配布については、10 月 2 日から保育課窓口や健康課、七生支所、豊田駅連絡所、また市内全ての認可保育園、児童館、子ども家庭支援センターなどでしおりの配布を行います。申込みの受付については 10 月 10 日から 1 か月間、保育課の窓口で行い、土曜日についても期間中 2 回窓口を開けて対応します。この日程についてはほぼ昨年と同じ日程になります。保育園の申込みについては、就労や疾病など保育を必要とする理由に関する提出書類が複雑な所があり、電子申請の実施には未だ課題があることから、今回も窓口のみでの受付で対応としています。引き続き電子申請の実施に向けては課題の整理などを行いながら検討を進めていきたいと考えています。

続いて報告事項 3、日野市保育の質ガイドライン策定委員会（仮称）についてです。資料 5 をご覧ください。未就学児人口の減少傾向があり、待機児童数も減少傾向にある中、保育の量の両輪として保育の質もまた求められているところです。また、令和 4 年度に全国で不適切な保育が報告される中、日野市の認可保育園においても虐待等が発生しました。日野市の保育の質への信頼が揺らいでおり、児童や保護者だけでなく、保育士の間で

も不安が蔓延している状況があります。子どもにとってよりよい保育環境を実現していくためには、児童福祉法など様々な法律や基準があるほか、保育所保育指針が定められています。これらを適切に運用していくことが必要だと考えています。こうした法令等を踏まえながら、日野市の保育において大切にしたい考え方や目指すべき保育の具体的な内容などを示し、日々の保育の中で活用されるポイントなどを整理した保育の質の維持向上に繋がるガイドラインを策定する必要があると考えています。

ガイドラインの策定により、保育士などの職員、運営事業者、行政、保護者、地域など様々な関係者が共通の理解を持ちながら、保育の質の維持向上に取り組んでいくことで、日野市の保育の質への信頼を取り戻し、児童保護者、保育士にとって安心できる保育関係を取り戻すことを狙いとしているところです。

ガイドラインの内容については、主な項目というところで想定していますが、具体的なところは策定委員会を設けてその中で検討していくことを考えています。全てを網羅した詳細な物ということではなく、日野市が大切にしたいポイントなどに絞ったものを、日々の保育で活用しやすいチェックリストや事例集など、コンパクトな冊子タイプのものにしていければと考えています。また、事例集については市内保育所で様々な良い取り組みを行っているところが沢山ありますので、そういった事例を紹介しながら色々な面で共有してやっていけたらと考えています。策定にあたっては資料裏面にあるように、学識経験者、公立私立の保育園長、行政も参加して委員会を作り取り組んでいきたいと考えています。

現在 9 月議会で、学識経験者の委員の謝礼などの補正予算をお願いしているところです。議決後に速やかに要綱を策定して策定委員会の立ち上げをし。また、実際に詳細の部分の検討するところでは活用していただく保育士の方々などにも携わっていただき、一定のところでは保護者の意見なども聞きながら進めていければと考えています。

今後の主なスケジュールについては、資料に記載の通り、約 1 年半しっかりと時間をかけて作っていき、また、策定して終わりということではなく、その後もしっかりと見直しをしたり、改訂をしたりという形で取り組んでいきたいと考えています。こういったガイドラインをしっかり作って、保育の質の向上に取り組んでいきたいと考えています。

## 会 長

報告事項 1 から 3 までについて、ご質問やご意見があればお願いいたします。  
無いようですので、続いて報告事項 4 についてお願いします。

## 事務局

資料 4、「(仮称) 子ども包括支援センターみらいくだより第 4 号」をご覧ください。毎

回この会議で進捗を報告させていただいています。最初にご報告するのは、工事現場の状況で、資料の写真は令和5年6月の状況になります。現在は壁が作られており、着々と工事が進んでいます。また、子ども包括支援センターというのは正式な名称なのですが、愛称として市民の方につけていただいた「みらいく」のイメージキャラクターとロゴマークを、実践女子大学の学生さんにデザイン協力いただいて作りました。名前は「ペタペタさん」といいますが、名前の由来は「ペタペタと全ての人に寄り添い共に歩む未来の理念」を表していて、3つの色は常に変化する子どもたちの感情の移り変わりを表しています。これらを至る所にちりばめながら施設のPRなどをしていきたいと思えます。

その理由として、公共施設で中々足を運ぶハードルが高いであるとか、子ども家庭支援センターも入っていて相談機能を持っているのですが、どうも虐待の関係の場所なのではないかと思われてしまいがちなところがあるので、極力緩やかさを出していき、相談しやすい、子どもたちが気軽に寄ってもらいたいと思っています。とにかく足を運んでいただき、問い合わせをしていただければというところもありますが、こちらが出向いていくときにも警戒されないように、信頼関係ができる一助になっていけばいいかなと思っています。

## 委員

みらいくについてお伺いさせていただきます。中高生の居場所作りということで今動いていただいている、とても素敵取り組みだと思っています。併せて、中高生では無くなった、また高校を卒業した方を繋ぐ場所というものを紹介していただけるといいのかなと思っています。というのは、「子ども」というと18歳までになるのですが、そこまでは途切れなく支援をしていただけてきて、そこまで支援が必要だった方というのは中々そこで切れ目ということができず。その後の支援も必要になるケースも多いのかなと思います。ニュース等でも取り上げられていて、あまり使いたくない言葉も沢山あるのですが、子ども部屋おじさんとか、失礼な言い方ではあるのですが、そういう言い方の引きこもりになってしまったとか、18歳で高校卒業して専門等に進んだのだけでも、そのあたりで友達の問題等で躓いてしまって、家庭内で暴力行為が始まってしまった。でも18歳は過ぎてしまっているの子ども家庭支援センターには繋がれない、という相談を受けたことがあります。どこに相談すればいいのか保護者の方は困っていました。

みらいくでは、対象年齢を超えてもいいんだよという形で動いていくのか、それともどこか緩やかに繋げていくのか、何かビジョンがあったらいいかなと思っています。意見として受け止めていただければと思います。

## 事務局

ご要望かと思えます。現在のところ 18 歳までということでの施策を考えているのですが、検討段階で同様のことを考えていました。18 歳以降の若者世代にも支援ができるというのは、目指すべきゴールであるというふうに考えています。具体的にどのようなことが施策として動いていけるのかということも課題としては持っていますので、今後具体性を帯びた形にしていきたいなと思っています。

## 事務局

報告事項 5、子どもオンブズパーソン制度の概要について、資料 2 に添って説明させていただきます。まず、説明に入る前にこれまでの経緯等について簡単に触れさせていただきます。福祉政策課では、新たな制度として子どもオンブズパーソン制度の導入を検討しているところです。令和 6 年度の（仮称）子ども包括支援センターみらいの開設や、子ども基本法が今年の 4 月に施行されたことを契機とした子どもの支援の拡充とあわせて、子どもの権利を守る体制の充実も図っていきたいと考えているところです。

子どもオンブズパーソン制度の案については、今年の 2 月開催の子ども・子育て支援会議において、その概要を説明させていただき、委員の皆様からは貴重なご意見をいただいたところです。その後も制度の導入に向けた検討調整を課として進めてきましたので、本日は現時点までの制度の概要と、制度開始までのスケジュール感についても改めて説明させていただければと思います。

それでは資料の子どもオンブズパーソン制度における対応フローの図をご覧ください。こちらは子どもオンブズパーソン制度案の手続きの流れの全体図を示したもので、左から右に向かって手続きが進んでいくイメージになっています。また、制度設計に関しては当初から子どもが相談しやすい制度とすること、子どもなんでも相談との連携を図ること、相談窓口は子どもなんでも相談に一本化すること、この 3 つを基本的なコンセプトとしていました。この考えは現在も大きく変わってはいませんが、2 月の子ども・子育て支援会議で委員の方から、相談できる窓口は沢山あった方がいいのではないかといったご意見をいただきましたので、基本的には子どもなんでも相談を子どもオンブズパーソンの相談窓口と致しますが、子どもオンブズパーソンへの直接の相談も OK とする形での仕組みとさせていただく予定です。

フロー図の一番左の囲み部分をご覧ください。こちらは相談者になります。子どもオンブズパーソンへの相談や、救済申し立てが子ども本人のほか、保護者など誰でも行うことができますが、相談の範囲については市内にお住いの子どもの人権侵害に関する事、または市外にお住まいの子どもの人権侵害に関する事でその原因となる事実が市内で生じたもの、このいずれかの場合に該当するものを想定しているところです。市外にお住いのお子さんの場合の具体的な例としては、例えば、市外にお住いのお子さんが市内の高校に

在学している場合で、在学している高校で権利侵害が発生した場合、そういった場合は相談の対象範囲になりますということです。

相談先となるのは、子どもなんでも相談、または子どもオンブズパーソンのいずれかになりますので、この相談者の左側から伸びている黒い矢印が子どもなんでも相談、色の薄い破線が子どもオンブズパーソンへの直接相談の流れを示したものです。また、それぞれの相談先への相談方法は、子どもなんでも相談へは面談、電話、メールのほか、学習用端末を使った相談を想定しています。一方、子どもオンブズパーソンへの相談については、面談、電話、メール、あとは市のホームページの相談フォームなどを想定しています。

子どもなんでも相談に相談があった場合の対応ですが、まずは子どもなんでも相談員が相談を受け対応します。ただ、その際に相談者が子どもオンブズパーソンへの相談を希望する場合や、相談の内容から子どもオンブズパーソンに繋ぐ必要があると判断した場合については、図の真ん中の子どもオンブズパーソンに相談を繋ぐことになります。それから子どもオンブズパーソンは、既存の福祉オンブズパーソン制度というのがありますので、その運用と同様に、弁護士や大学教授などの有識者2人を配置し、週1回、2時間程度の相談日を設けて、相談に当たることを想定しています。

また、子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談員は、先ほど申し上げた制度の基本的なコンセプトである子どもなんでも相談事業との連携、この考え方に基づき定期的なミーティングを行い、それぞれの相談事案について必要な情報共有を行いたいと考えています。

一方で子どもオンブズパーソンに直接相談があった場合の対応ですが、相談があった日が週に1回の子どもオンブズパーソン相談日であれば、その日に担当している子どもオンブズパーソンが相談対応をすることになります。その際、相談の内容が子どもの権利侵害に当たらないと思われる場合など、相談の範囲外であったときには子ども何でも相談や適切な機関に引き継ぐなどの対応を想定しています。子どもオンブズパーソン相談日以外の日に相談があった場合については、基本的に子どもオンブズパーソンの事務局職員がまず相談を伺って、必要に応じて子ども何でも相談に繋ぐ、あるいは子どもオンブズパーソンの相談日に予約調整を行うことを想定しています。

子どもオンブズパーソンが実際に相談を受けた場合の具体的な対応としては、その相談の内容や、相談者の意向にもよりますが、救済の申し立てとして受理する場合と相談としてお受けする場合のいずれかが想定されます。救済の申し立てとして受理した場合については、市長や教育委員会などの市の機関などに対して、調査や調整を行います。また、場合によっては是正勧告等を行うことになります。一方、相談としてお受けするような場合については、まずは相談者のお話をよく伺って、相談者のお子さんに寄り添いながら問題の解決を図っていく流れになるかと思います。制度の基本的な対応フローは以上です。

最後に補足として、条例についての説明をさせていただきます。資料には無いのですが、今ご説明した子どもオンブズパーソン制度の導入にあたっては、新たに子どもオンブズ

パーソン条例を制定する予定です。条例の内容については、対応フローや手続きについてのほか、子どもオンブズパーソンの職務などについて条例の規定に落とし込んでいくといった形になります。また、日野市では既に福祉オンブズパーソン条例という条例がありますので、基本的にはこの福祉オンブズパーソン条例との整合を図りつつ、他の自治体の条例の規定なども参考にしながら、現在条例の素案の策定を進めているところです。

条例については今年の10月を目途に、市のホームページに掲載するなどしてパブリックコメントを実施する予定ですので、委員の皆様も何かお気づきの点などがありましたら、パブリックコメントにご意見をお寄せいただければ幸いです。パブリックコメント終了後については、いただいたご意見を必要に応じて条例の素案に反映して、令和6年度のみらいく開設に合わせて条例が施行できるよう必要な手続きを進めていきたいと考えています。

#### 会 長

只今の報告事項について質問・意見等がありましたらお願いします。パブリックコメントというお話もありましたが、今ここで質問や意見があれば是非お聞かせください。

#### 委 員

子どもなんでも相談というのはみらいくに設置され、そこで相談を受けるということによろしいでしょうか。

#### 事務局

その通りです。

#### 会 長

次第3は以上になりますが、全体を通してご質問ご意見等ありましたらお願いします。

#### 委 員

お母さんも子どもも相談をするというのはすごく勇気がいることで、私も病院で看護師をしています。相談をするのにすごく勇気を必要とする子どもが多くいると感じています。子どもオンブズパーソンに直接相談したい子は、おそらくいじめなどのとても嫌なことや、不登校や虐待などの問題を抱えているケースがあると思います。そのため相談



員ではなくオンブズパーソンに直接言いたいという思いがあると思うので、週に 1 回のオンブズパーソンの出勤日以外には事務局が相談を聞きますということだと、1 回言うだけでも結構勇気がいることなので、事務局が聞いても結局次の予約日に改めてということになってしまうくらいであれば、オンブズパーソンの出勤日以外は全部相談員の対応としておいて、とりあえず相談をきちんと受けられる人が聞いてくれる体制にした方が、事務局が対応するよりはきちんと相談を受けとめることに繋がるのではないかと思うのですが、その辺りどうでしょうか。

#### 事務局

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、相談をされるお子さんは相当勇気を持って相談をされるわけで、まずお子さんが相談しやすい制度にすることを基本的なコンセプトの 1 つに掲げています。ですので、基本的には子どもなんでも相談の方にまず一元的な相談窓口という形で仕組みを運用させていただきますが、子どもオンブズパーソンに直接相談したいという場合については、そういったことにも対応できますよという形にさせていただいています。まずは子どもなんでも相談の方にご相談くださいという形でお子さんにはご案内等をさせていただければと考えています。

#### 会長

それでは次の次第 4、その他ですが、何かありますでしょうか。なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。貴重なご意見もありましたので、今後の施策に活かしていただければと思います。最後に次回の日程の確認を事務局からお願いします。

#### 事務局

次回第 3 回の会議は 10 月 25 日の水曜日、午後 6 時半より本日と同じ 505 会議室での開催を予定しています。議題については、またご案内させていただきますが、次期計画策定に向けた調査についての検討に入っていきたいと思っています。詳細は改めてご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。

#### 会長

では以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。

(閉 会)